

勤労者ニュース

No. 68

編集・発行 豊中市市民協働部 くらし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 E-Mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。
この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

自己都合離職者の失業給付の給付制限等の見直しについて	1
出生後休業支援給付金について	2
育児時短就業給付金について	3
障害者雇用の取組みの支援について	4
女性活躍推進事業者認証制度について / 男女共同参画苦情処理制度って？ / 女性総合相談支援窓口について / とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ のご案内	5
豊中市民対象のけんしんのご案内 / 「やせすぎない」 がちょうどいい	6
あなたのこころの状態はいかがですか？	7
豊中市人材確保促進補助金を活用ください	7
「がん治療」と「仕事」の両立	8
労働相談についてのご案内	8



令和7年(2025年)4月から

自己都合離職者の失業給付の給付制限期間等が見直されます！

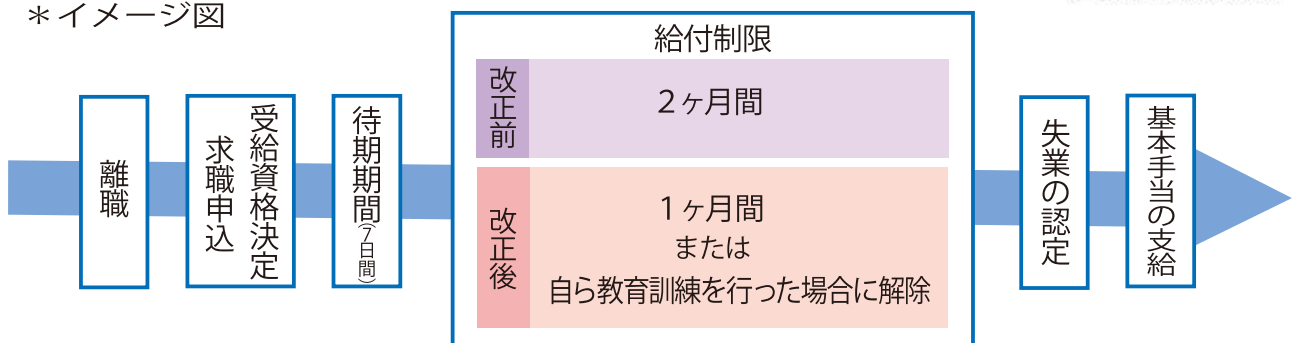
自己都合離職者の失業給付の原則の給付制限期間が、2ヶ月から1ヶ月へ短縮されます。

また、離職期間中や離職日前1年以内に、自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限が解除されます。

詳しくはこちらから



*イメージ図



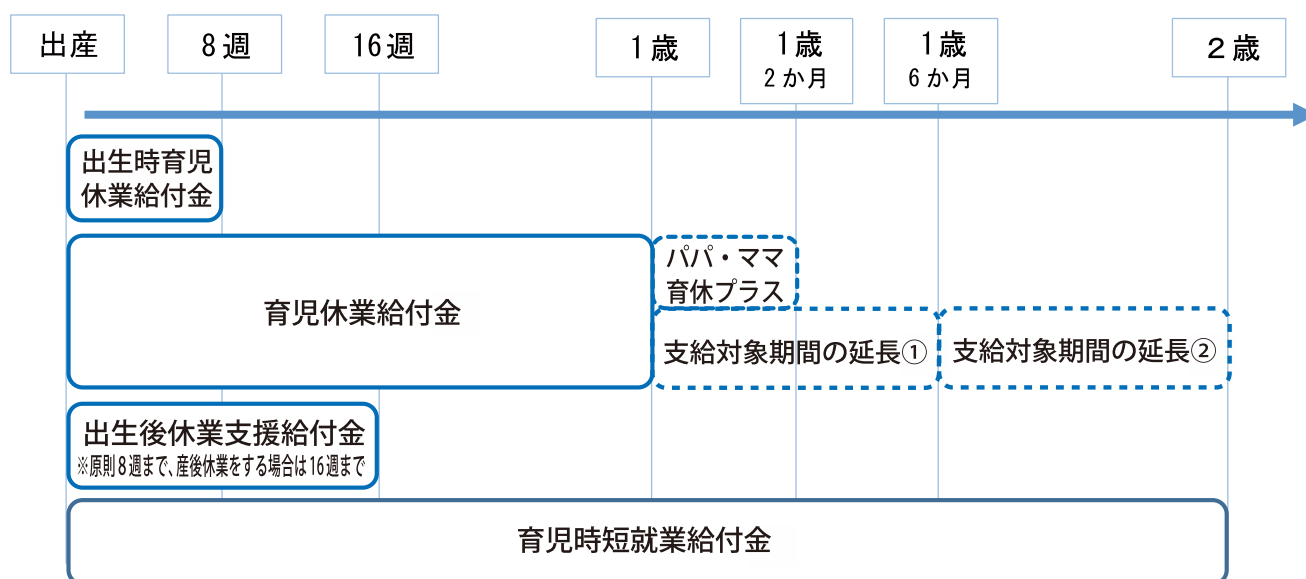
令和7年(2025年)4月から

「出生後休業支援給付金」と 「育児時短就業給付金」が創設されます！

育児休業等給付の概要

育児休業等給付金として、子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金は、令和7年(2025年)4月1日から創設される給付金です。

各給付金の対象範囲



「出生後休業支援給付金」について

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

- ① 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

2 支給額

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数※×13%
※28日が上限



リーフレット



厚生労働省 HP

育児時短就業給付金について

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。

ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき

3 支給を受けることができる期間（支給対象期間）

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月について支給します。

ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

詳しくはこちら



障害者雇用の取組みの支援について

障害者の法定雇用率が、令和8年（2026年）には、2.7%に段階的に引き上げられます。市内の企業からは、「障害者を雇用したいけれど何からはじめたらよいかわからない」、「障害者採用後、定着を図るためにはどのようなことをしたらよいか」などのご相談が豊中しごと・くらしセンター（※）に寄せられました。

これらのご相談を受けて、豊中市では、昨年8月に企業向けセミナー『障害者雇用基礎の「き」』を実施しました。

セミナーに参加した企業やアドバイザーを派遣した企業のご担当者様からは、「社内で障害者雇用について考え、意見交換するきっかけになった」、「通常の業務についても改善につながる気づきを得ることができた」などといった声をいただきました。

豊中しごと・くらしセンターでは、令和7年度（2025年度）も引き続き、障害者雇用を検討される市内企業の皆様を、セミナーなどを通じて支援していきます。

上記のような、企業向けセミナーや求職者との交流会等のイベント情報、労働関係の制度変更等のお知らせなど、企業向けの情報を月1回程度、豊中しごと・くらしセンターのメルマガジンで配信しています。

この機会に是非、下記の二次元コードでご登録ください。

※豊中しごと・くらしセンターは、豊中市が設置している就労支援の拠点です。

ライフスタイルに合わせた働き方やキャリアのご相談、職業紹介に加え、企業の雇用や人材育成等に関する支援を実施しています。



豊中しごと・くらしセンター
求人票と求人検索パソコン

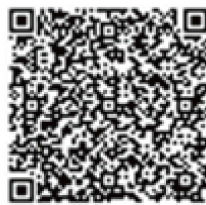


豊中しごと・くらしセンターがある
庄内コラボセンター

障害者の法定雇用率等の詳細はこちらから



企業向けのメルマガ登録はこちらから



豊中しごと・くらしセンターについてはこちらから



【問い合わせ先】

お問合せ：豊中しごと・くらしセンター

TEL：06-6398-7468

E-Mail：shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

女性活躍推進事業者認証制度について

女性活躍推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「豊中市女性活躍推進事業者」として認証する制度です。

認証事業者になると・・・

- ・認証事業者には認証証が交付され、市のホームページで取り組みを紹介します。
- ・会社のホームページや名刺等にロゴマークを使用できます。

詳細な要件、申込み方法等はホームページをご覧ください。⇒

【申し込み・お問い合わせ】豊中市 人権政策課 TEL：06-6858-2504



認証ロゴマーク



3月中の受付日時等
詳しくはホームページを
ご覧ください↓

男女共同参画苦情処理制度って？

セクハラやマタハラで困っている、職場で性別による差別を受けている、これってハラスメント・・・？このようなことで困っていたら、お気軽にご相談ください

●男女共同参画苦情処理窓口●(4月1日から下記のとおりとなります。)

受付日時：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時15分（電話）

※専門相談員の面談については要予約

TEL：06-6840-8055 mail:danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp



詳しくはホームページを
ご覧ください↓

女性総合相談支援窓口について

さまざまな悩みを抱える女性から電話・メール等で相談を受け付け、必要な支援へつなげます。必要に応じて他の相談・手続きの窓口や支援機関への同行などの伴走型支援も行います。

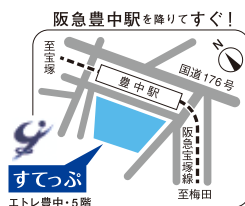
受付日時：月・火・木・金、第二土曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

TEL：06-4866-6822



とよなか 男女共同参画推進センター すてっぷ

すてっぷは、豊中市域のあらゆる分野への男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図ることを目的に事業を行う施設です。市内在住以外の方でも利用できます。



情報ライブラリー 【問合せ TEL.06-6844-9735】

男女共同参画推進に関する図書・資料（約23,000点）等の閲覧・貸出など無料で利用できます（貸出にはすてっぷ情報ライブラリーカードが必要）。また、職場研修に使えるDVD・ビデオの貸出も行っています。

女性のための相談 【予約・問合せ TEL.06-6844-9739】

女性が生きていくうえで抱える悩みについて、女性相談員が相談者の本来持つ力を引き出し、自己決定につながる支援をしています。相談はすべて無料、秘密厳守、カウンセリング、ほっとライン、ガールズ相談、労働相談、就労相談、法律相談、女性のヘルスケア相談があります。

市民活動の場（駅近の貸ホール・貸会議室）【問合せ TEL.06-6844-9774】

会議・研修・市民活動などに使える貸室があります（営利目的利用は不可）。ロビーには印刷機、コピー機、授乳室、子どもが遊べるキッズスペースもあり、幅広くご利用いただけます。

学び・交流の場（講座・イベント）

女性の就労支援や各種講座の実施、研修講師派遣もいたします。詳しくは、お問合せください。
【問合せ TEL.06-6844-9773】

	受付・開館時間	閉室・休館日
ロビー	9:00～21:30	水曜日・年末年始
貸室	9:00～21:30 (受付は17時30分まで)	水曜日・年末年始
情報ライブラリー	10:00～20:00 (日曜は17時まで)	水曜日・祝日・毎月最終火曜日・特別整理期間・年末年始
相談室	9:00～20:00 (土曜は17時まで)	水曜日・日曜日・祝日・年末年始
すてっぷホームページ https://toyonaka-step.jp		

男性のための電話相談【専用 TEL.06-6844-9111】

第2火曜日18時～20時、第4土曜日13時～17時 男性相談員による男性専用相談です。10代～30代の男性を対象にしたボーイズ相談も開設しています。

豊中市民対象のけんしん

★けんしん費用

無料!

※けんしんの結果、精密検査が必要な場合は別途費用がかかります

★事業所・職場での
がん検診の機会のない人も

受診できます



対象年齢など
詳細はここで
チェック!

◆けんしん一覧◆

市民健診(30代の人等)・特定健診(国保加入者)・大腸がん検診・肺がん検診
・前立腺がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・骨密度測定
・歯科健診・肝炎ウイルス検査

**受診
方法**

STEP1

医療機関を
選ぶ



STEP2

医療機関へ
予約

STEP3

けんしん受診票
ハガキを持って
受診する



対象者などお問合せは、豊中市ホームページまたは

けんしんお問合せダイヤル

06-6152-7538 (平日 9時～17時15分)

今と未来、ずっと自分を大切にするために

“やせすぎない” がちょうどいい

女性の体やこころは、ライフコースごとに様々な変化があります。

若い女性のやせや、妊娠・出産期にはマタニティブルーや産後うつ、閉経前後には更年期障害や骨密度の低下など様々です。

将来の妊娠・出産や、年代ごとの健康課題に備えて、早くから生活習慣を見直すことが大切です。



詳しくは豊中市
ホームページ
をチェック



自分のBMIを
計算してみよう
女性の健康推進室
ヘルスケアラボ



豊中市 健康医療部 健康推進課 (豊中市保健所)



あなたのこころの状態はいかがですか？

こころの疲れや不調を感じていませんか？

日々の生活の中で無理が続くと、こころのバランスが崩れやすくなります。「こころの体温計」は、気軽にいつでも、どこでも、こころの状態をチェックできるシステムです。こころの体温、測ってみませんか？



あなたもここサポになりませんか？

誰もがこころの不調を経験する時代。こころの健康について学べる 20 分の動画です。

URL <https://youtu.be/7rKUeu7duws>



ストレス対処法やコミュニケーションについても学べます。

こころの健康相談（豊中市保健所 精神保健係）

☎06-6152-7315（平日9:00～17:00、年末年始・祝日除く）

お酒の量は増えていませんか？

- 気持ちを落ち着かせるための飲酒
- 不安を解消するための飲酒
- 眠れないときに眠るための飲酒



このような飲酒は、飲酒量が増える傾向にあり、このような飲み方を続けていると、がんや高血圧、アルコール依存症など心と体に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

また、令和6年（2024年）2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」では、少量の飲酒でもリスクが上がる病気があることが示されました。

自分の意思だけで飲酒習慣を変えることが難しい場合は、保健所にご相談ください。

【豊中市ホームページ「アルコールと健康」もご参照ください】



アルコール量を調べる方法やお酒を減らすコツ等を掲載しています。

「豊中市人材確保促進補助金」をご活用ください

多様な人材の確保や就労の促進を図ること、また従業員が働きやすい職場環境づくりを応援します。令和7年度（2025年）より、就業規則の翻訳費や大阪府立高等職業技術専門校が実施する研修受講料を補助対象に加えます。

対象者 市内の中小企業者等

補助限度額

補助対象事業①～③10万円（補助率1/2）

補助対象事業④15万円（補助率1/2）

複数事業での申込の場合15万円（補助率1/2）

補助対象事業

事業	内容	補助対象経費
①就業規則等を整備するための事業	職場環境整備等のための就業規則等の変更にかかる社会保険労務士等への費用や就業規則の翻訳費	・委託費 ・報酬 ・翻訳費 等
②多様な人材が働きやすい職場環境づくりを進めるための事業	多様な人材確保を促進する職場環境整備等のための社内研修または外部研修に要する費用	・外部研修参加費 ・研修委託費 ・外部講師への謝礼金 等
③ものづくり人材を育成するための事業	指定する機関が実施する研修またはセミナーの受講料	・オーダー型セミナーを含む受講料（全国のポリテクセンター・ポリテクカレッジ、大阪府立高等職業技術専門校が実施するものに限り）
④副業人材等を活用するための事業	経営課題のための副業人材等の活用に関する費用	・専用サイト登録掲載料 ・副業人材等への業務委託費 ・仲介手数料、コーディネイト料 等

お問い合わせ

豊中市都市活力部産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階 TEL：06-6858-2199

詳細な条件、対象者や申込み方法等はこちらから →



「がん治療」と「仕事」の両立

2人に1人ががんと診断される時代です。自分が、家族が、従業員が「がん」になったらどうすればいいでしょうか。「仕事は続けられるのか」「どんな制度があるのか」「相談できる場所はあるのか」など不安や疑問も出てくるでしょう。がん治療を続けながら、仕事を続けるという選択肢もあります。がん治療と仕事の両立に取り組んでみませんか。

●治療と仕事の両立支援に関する情報

■独立行政法人 労働者健康安全機構ホームページ

治療と仕事の両立支援 事業者向け

<https://www.ryoritsushien.johas.go.jp/company.html>

■大阪産業保健総合支援センターホームページ

<https://osakas.johas.go.jp/>

■厚生労働省ホームページ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

●がん治療と仕事の両立に関する相談窓口

「がん診療拠点病院」には、がん患者さんやご家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための窓口として、無料で相談できる「がん相談支援センター」が設置されています。「がん治療」と「仕事」の両立について「休職期間中の治療費や生活費のことが心配」「がんと診断されたけれど、仕事を続けたい」などの相談に応じています。

■市立豊中病院がん相談支援センター TEL:06-6843-0101（内線 3125）

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/hp/outpatient/section/soudan/index.html>

※がんの治療で通院・入院中の方を対象として、月1回ハローワーク池田の出張相談会（要予約）を開催しています。

■大阪府ホームページ がんポータルサイト

がんに関する相談（大阪府下のがん相談支援センターの一覧を掲載）

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/osaka_gan-portal/



豊中市の労働相談は **労働者の方** も **事業主の方** も ご利用いただけます 社内の労働トラブルの解決・防止にご利用ください。



◎こんなお悩みありませんか？

- パート従業員にも有給休暇を与える必要がありますか？
- 準備や片づけの時間も時給を払わないといけませんか？
- 「パワハラ」を受けたのですが、どうすればいいですか？
- 残業代が支払われていません。



【労働相談窓口へご相談ください】

労働相談専門の相談員（社会保険労務士）が対応します。

お電話でも、対面でも、ご相談は可能です。

【相談場所】

豊中市立生活情報センターくらしかん2階
（豊中市北桜塚2-2-1）

電話：06-6858-6862

月・水・金

10時～12時、13時～16時

（10時～12時は予約優先）

オンライン予約はこちらから→



【「よくある相談事例」を ご紹介しています！】

よくある相談については、回答や考え方など市ホームページにも掲載しています。

例）「悪口を言われる、私物を隠されるなど、職場でいじめられました」「アルバイトですが、突然解雇されました」「採用内定を取り消されました。」等々

市HPはこちらから→

